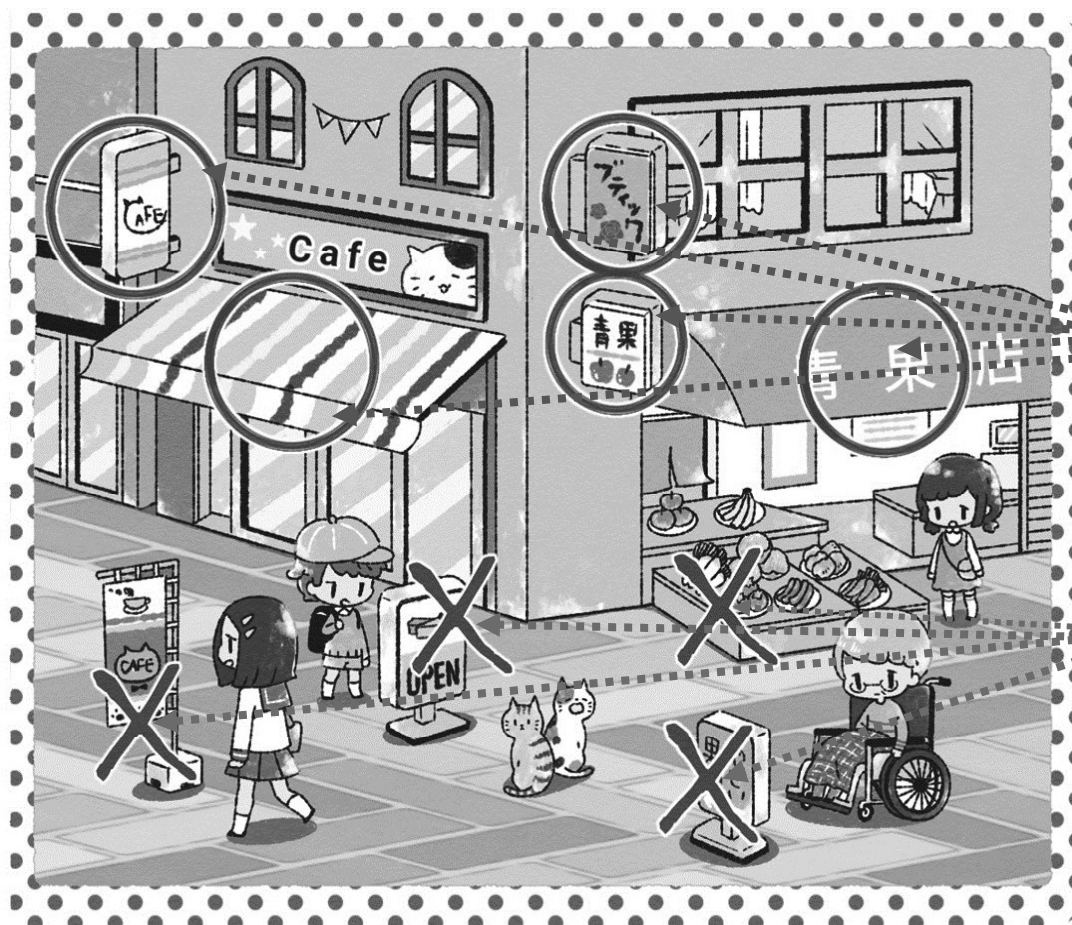


～ 事業経営者の皆様へ ～

◎店舗等の敷地を越えて道路(歩道・車道)上に看板類や日除け等を設置するときは、道路の占用許可の申請が必要です。

※歩道上や車道上の広告旗(のぼり)、立て看板、はみ出し陳列などが原因で事故が起きた場合は、設置者の責任が問われます。



道路の占用許可申請が必要です。
※既に設置済みの場合でも申請により許可を受けてください。

歩道や車道にはみ出し設置はできません。

※天幕、看板などの出幅・設置高には許可基準があります。
→ 詳細は裏面をご覧ください。

《申請方法》

道路占用許可申請書(高知市ホームページからもダウンロードできます。)に必要事項を記入の上、位置図などの添付書類を道路管理課までご持参ください。

詳しくは、道路管理課ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先▼
高知市都市建設部 道路管理課
☎(088)823-9379



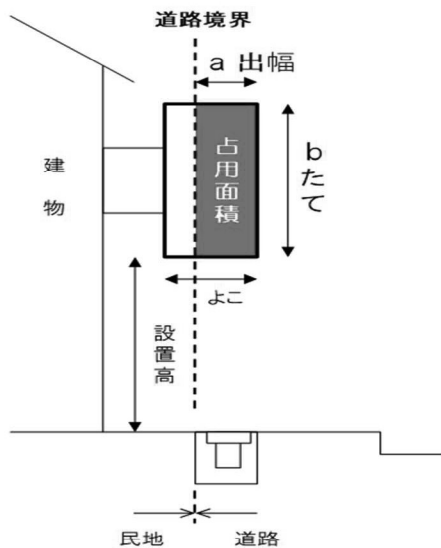
◇ 道路占用の許可基準

物 件	歩 道		道路 甲 (幅員 6m 以上, 歩車道区別無)		道路 乙 (幅員 6m 未満, 歩車道区別無)	
	出 幅	設置高	出 幅	設置高	出 幅	設置高
天幕・日よけ等	1m以内	地上～下端 2.5m以上	1.2m以内	地上～下端 4.5m以上	0.8m以内	地上～下端 4.5m以上
雨よけ (仮設ひさし)等					0.6m以内	
吊 看 板					0.5m 以内	
据 置 看 板	0.4m 以内	地上～上端 1.3m以内	0.5m 以内	地上～上端 1.3m以内	0.4m 以内	地上～上端 1.3m以内

占有面積の算出方法の例（道路上にある部分が、道路占用の対象です。）

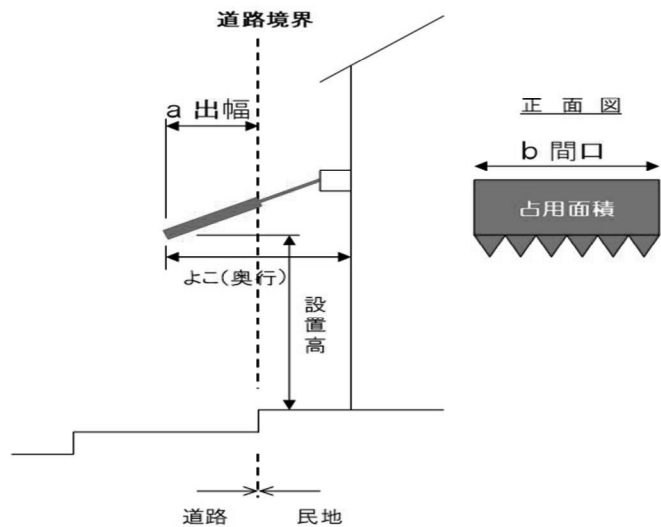
1. 看板

占有面積 = $a \times b \times 2$ (両面の場合)



2. 日よけ

占有面積 = $a \times b$



【参考】 法的根拠

市道上への看板や日よけ類等の設置は、道路敷地外に物件を設置する余地がない場合に限られ、本市が定める許可基準に適合した占有の許可を受ける必要があります。

(道路法第 32 条・第 33 条／高知市道路占用規則第 5 条)